

第23回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年4月16日

大臣指示

- 本日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新たに埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県の4県について、「まん延防止等重点措置」を実施することが決定されました。実施期間は、4月20日から5月11日までです。
- 措置の内容は、基本的に既に「まん延防止等重点措置」の実施が指定されている1都2府3県と同様ですが、新たに指定される4県を含む10都府県（重点措置区域である都府県）においては引き続き変異株の脅威が高まっていること、大型連休を控え人の動きが活発になることが想定されること等を踏まえ、改めて私から以下の点について指示致します。
 - ・ 重点措置区域である都府県においては、不要不急の外出、他の都道府県との往来の自粛を徹底していく必要があることから、交通機関の利用者等への呼びかけを行うこと
 - ・ 感染の急拡大に備え、軽症者用のホテルを最大限確保する必要があることから、必要な協力を行うこと
 - ・ 歓送迎会等の自粛の徹底を含め、3月18日付で指示した各種の取組について、当面、その実施を継続し、感染拡大の防止に万全を期すこと
 - ・ 大型連休の期間中においては、年次休暇の積極的な取得や引き

続いてのテレワーク等の実施の徹底等を図ることにより、職員の
職場への出勤回避に努めること

- 引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって業務に励むとともに、感染予防対策や体調管理を徹底してください。

- 私からは以上です。